

216

539

明治三十四年第七月分發行

(第壹百十五回)

渥美師講話

全

親友會

明治三十四年七月廿日親友會講話要旨

渥美契縁師演述

初席

我真宗に於て眞諦俗諦の二門を談ずるに二重がある其第一重は宗祖大師が化身土文類に傳教大師の末法燈明記を御引なされて仁王法王互に顯はれて物を開き眞諦俗諦遞に因て教を施すと仰せられた仁王は國王のこそ法王とは佛のこそ此時は佛法をもて眞諦と名け世法をもて俗諦と云ふ是を存覺上人は破邪顯正鈔に佛法王法は一雙の法なりとりのふたつのつばさのことしくるまのふたつの輪のことしひとつかけては不可なりかるが由へに佛法をもて王



法をまもり王法をもて佛法をあかむと御示しなされた其第二重で
は王法までを佛法へとりこみ佛法の中を眞俗二諦を分ち信心爲本
を眞諦の宗義とし王法爲本を俗諦の教旨とす此時は凡夫か佛にな
る道を教ふるが眞諦門人が人になる道を教へるが俗諦門ちやかく
申したら我はもとより人である別に人になる道は聞に及ばんと思
ふ御方もあるかしらぬが身体ばかりか人間でも其行ひが禽獸に近
ければ眞の人とは謂ひ難い所謂不忠ちやの不幸ちやの不義ちや不
實ちやの云行が有たなら姿は人でも心は鳥獸の仲間と言ねばな
らぬ夫故表には王法を守人道を踐み現生は眞の人となりて世を送
り未來は佛の願力にたすけられて眞實報土に往生し眞の證りを得

て無上涅槃の佛果に至ることを教ふるが眞宗二諦の教義である是
を慧燈大師は二帖目の御文にことにはかには王法をもておもてと
し内心には他力の信心をふかくたくはへてそのほか世間の仁義を
もて本とすべしと御示しなされた王法を表とし仁義を本とするは
俗諦門なり信心をふかくたくはへるは眞諦門なり其中俗諦は生れ
てから死するまで終身之を守らねばならぬ子供ちやこても勝手に
隣の庭の菓物を採りて食ふとはならぬれ故無知無識の幼兒には
父母が之を監督して王法を守らせる然るに眞諦門の信心は宿善開
發の時でなくては獲得するとはならぬ故後生の一大事に心をかけ
由斷の目を醒して聞かねばならぬ因て中祖大師四帖目の御文には

四
一日も片時もいらぎて信心決定して今度の往生極樂を一定してそののち人間のありさまにまかせて世をすすべきこと簡要なりとみなくこゝろうへしと仰られた生れてから死ぬるまで踐まねばならぬ人道ゆへ俗諦を先に御出しなされさうなものぢやに一日も片時もいらぎて信心を決定せよと眞諦門を先に出し其後人間のありさまにまかす俗諦門を後になされたのは兎角我等が今生にのみ執著して露の命に長綱ひさうかくくらし居る故にいそげくと御勸めなさるのぢやが現世の事は目に見ゆるから捨置くとはならず未來の事は目に見ぬ故遠い處にある様に思ふが是が凡夫の顛倒の妄見遠いと思ふたは未來は却て近い目の前にあるそれ

を樂邦文類に吸呼の間即是來生なりとあるさすれば出る息引く息の息の間が未來じや故吹出した息が咽喉へかゝらぬば此場からでも出かけにやならぬ一番近いが未來ぢや故何はさておき第一番に他力の信心決定して未來の生處を定めよと仰られるのぢやかう聞くとうれは御尤なれど私は未だ聽聞が淺い喜びが薄いこんなとでは二年や三年に信心は得られますまいと云人もある或は信心を得ると念佛ばかりを稱へ寺参りばかりをせねばならぬから家業渡世の障りになる様思ふ人もあるか知らぬが信心を頂くには智慧も入らねば學問もいらぬ愚かなれば愚なまゝ淺まらければあさましいなりてかゝる機迄も御助けぞと本願信ずるばかりじや故二年三年こ

のはすには及ばぬ今をも知れぬ露の命今にも息が切れたならと出
 かける心になりて見れば出てゆくさきは真くらがり後生一つの手
 の盡た仕様仕方のない胸へたのめ必ずくふとある本願の勅命がき
 こゑるなり聞ゑたまへが自ら疑はれて一心に後生たすけたまへと
 たのみ奉る此信決定の上より人間のありさまにまかせ王法仁義の
 俗諦門の教を守て世をすですが肝要じやと御示しなさるのじや人
 間のありさまにまかすとは又の御文には世間通途の義に順じてと
 もあるが此ありさまと云に國のありさま處のありさま時のありさ
 ま身分の在様とある共和政治は亞米利加をどの國の在様我日本帝
 國は萬國に比類のない皇統一系の御國じや故此御國体を尊び崇め

て皇室の爲に忠節を盡すが國の有様にまかすのである所の有様と
 云は市は市の風があり郡は郡の風がある其土地柄の風俗習慣に任
 すのが肝要であるさりて悪い習慣に任してはゆけぬ又時の有様
 と云は時勢の變遷につれて渡世の仕方子孫の育て方もかはらねば
 ならぬ身分の有様は士農工商富貴貧賤の程度に順ふて其本分を守
 らねばならぬ如此國所の在様にまかせ時勢に應じ身分に従ひ忠孝
 仁義の道を踐んで己れが心に任せ日暮しするが肝要であるそれ
 故若き人が信心を得たご云て渡世家業をやめるのでないいよく
 家業を勉強し家内眷屬和合して心面白う此世の送られるのが二諦
 相依の宗義なれば速に信心を決定してますます忠孝仁義の行ひを

正しくせられるのが肝要である

後席

我朝の佛法は皇室より起り王法より弘通せられた佛法である其わけは飲明天皇の御代に百濟より佛像經卷を送りたれども正しく佛法の弘まりたは推古天皇の御宇に厩戸の皇子は太子に立たせられ攝政の職に就かせられて萬機の政を執らせらるゝ側に維摩經勝鬘經法華經の三部を法隆寺に於て御講説あらせられ法隆寺天王寺など、云伽藍を御建立なされたのが正しく佛法弘通の始まりである因て我祖聖人は御和讃に和國の教主聖德皇と聖德太子を日本の教主と崇めさせられる其和國の教主たる聖德太子が憲法十七條を

定めさせられた是が日本の王法の始なり其憲法の第二條に篤く三寶を敬へこの箇條があるさすれば佛法僧の三寶を敬ふのが即ち王法を守るのである其後大武天皇の御世には人民一般に佛像を安置せよと云勅命があるさすれば在家に佛壇を設けるのも王法を守るのであるが其聖德太子は在家の御身分故肉食妻帯を遊ばしながら佛法を御弘通あらせられた我祖御開山が淨土眞宗を開せられ肉食妻帯の泥によされて在家往生の御先達をなし下さるゝのも聖德太子を御相承なさるゝのじや依て聖人の御言にわれ二菩薩の引導に順じて如來の本願をびろむるにありと仰せられたは俗諦門の王法爲本非僧非俗の宗風は佛法の元祖たる聖德太子を御相承の眞諦門

の信心爲本一向専念の宗義は念佛の元祖たる法然聖人より御相承
其聖徳太子は觀音の垂跡法然聖人は勢至の化身じや故本地を云へ
ば觀勢の二菩薩垂跡を云へは太子と元祖の御二方より眞俗二諦の
教義を傳へて淨土眞宗を開かせられたのじや因て他宗や他流には
彌陀觀音勢至の三尊を安置して御敬まひを申せども一向専念の宗
義に依りて御當流では彌陀一佛を安置して觀音勢至を御安置はな
い其かはりに本山の本堂では御本尊の阿彌陀如來の兩脇に聖徳太
子と法然聖人の御影僧を御安置あらせられ別院や末寺でも太子高
僧の御影を御敬ひ申上る是が御相承の御恩を重んじさせられるの
であるかう云う次第故日本帝國の臣民が佛法を信ぎるのはどこへ

憚るともないうれをやゝもすると佛法を信するなご云は耻かし
い事の様と思ふ心得違の族もあるものじやが人ご生れて無宗教で
くらす程の耻かしい事は無いのじやから恐れ氣なく憚りなく二諦
相依の教義を聽聞して念佛を稱へ其念佛者に不似合なるはづかし
き所業を致さぬ様心掛此世は太子より御相承の王法仁義の掟を守
りて文明の良民たるに耻さる様往生の一段は元祖大師より御相承
の一向専念の宗義を守りて安養淨土へ往生を遂る様法義の相續か
肝要である

明治三十四年九月十六日印刷
全 年同月二十日發行

著述者

渥美契縁

加賀國能美郡小松町字寺町

發行者

野田正念

愛知縣名古屋市南伏見町二丁目五十番戶

印刷者

竹島要左衛門

愛知縣名古屋市伏見町三十三番戶

發行所

親友會

愛知縣名古屋市南伏見町三丁目番外信道說教場內

017324-000-3

特16-518

渥美師講話

渥美 契縁/著

M34.9

ABF-0007

